

令和7年度 丹波市会計年度任用職員登録制度のご案内

○会計年度任用職員登録制度とは

丹波市では、会計年度任用職員（短期間、短時間、代替対応等）の任用（雇用）が必要となった場合、「会計年度任用職員登録申請書」を提出された方の中から、選考（書類選考及び面接）の上、会計年度任用職員として任用（採用）する方法を取り入れています。

※ 登録は、登録期間内の選考のご連絡や任用（採用）を保障するものではありません。あらかじめご了承ください。

1 会計年度任用職員の主な登録職種は次のとおりです。

- (1) 事務補助員 (2) 施設管理員 (3) 自動車運転員※ (4) 環境整備員※
- (5) 作業員 (6) 技術員 (7) 介護保険認定調査員※ (8) 保健師※
- (9) 看護職員※ (10) 障がい児指導員※ (11) 給食調理員
- (12) 子育て相談員 (13) 児童厚生員※ (14) 介助員 (15) 特別支援教育支援員
- (16) 介護助手※

注1) ※は免許又は資格が必要です。

注2) 「看護職員」とは、看護師又は准看護師資格を有する職員のことです。

注3) 希望等の特記事項があれば、登録申請書のその他欄にご記入下さい。

2 登録受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

令和7年1月15日(水)から令和8年3月31日(火)まで、随時受付しています。

(土、日、祝日、12月29日～翌年1月3日を除く、8時30分から17時15分まで)

4月から会計年度任用職員（短期間・スポット）が必要な場合の選考は、**令和7年2月6日（木）**までに登録いただいた方を優先に選考対象者としています。

(2) 受付場所

丹波市 総務部 職員課（丹波市役所 本庁舎 2階）

※各支所へ提出、又は、総務部 職員課へ郵送による提出でも受付いたします。

ただし、総務部職員課へ届いた日を受付日とさせていただきます。

（登録完了のお知らせは致しませんのでご了承ください。）

なお、郵送により提出される場合は、確認のため職員課へご連絡ください。

3 登録対象

(1) 職種により、免許又は資格が必要な場合があります。

(2) 地方公務員法第16条（欠格事項）のいずれかに該当する場合は登録できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 登録の有効期限

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間で、希望される期間です。

（裏面へ）

5 登録から任用（採用）までの流れ

（１）登録

「令和 7 年度 丹波市会計年度任用職員登録申請書」（写真添付、両面あり）をご提出ください。

※申請受理後の「令和 7 年度 丹波市会計年度任用職員登録申請書」の返却は致しませんのでご了承ください。

※申請有効期間中に他で就職された場合等、登録の取消を希望されるときは、丹波市役所 総務部 職員課（0795－82－0722）までご連絡ください。

（２）選考（書類選考及び面接）

ア 会計年度任用職員の任用（雇用）が必要となった部署が登録者の中から選考し、登録された方へ直接、電話連絡等をさせていただきます。

イ 仕事内容や任用（雇用）期間等の説明をお聞きいただいたうえで、担当部署の面接等を受けてください（勤務条件や仕事内容は必ずご確認ください）。

（３）採否連絡

面接等後は担当部署から採否をご連絡させていただきます。

6 勤務条件等

任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項												
任用（雇用）期間	1年以内で1日や1ヶ月等短期間の場合があります。 （最長：令和8年3月31日まで）												
勤務日数 勤務時間 週休日	職種、勤務施設等により異なるため、面接連絡時にご確認ください。 ※1週間の勤務日数や1日の勤務時間が短い場合があります。 ※土、日、祝日が勤務日の場合や夜間勤務の場合があります。												
休暇	年次有給休暇は、任用期間と1週間の勤務日数により付与します。												
報酬額	下記は令和7年1月1日現在であり改定する場合があります。 <table><tr><th>職 種</th><th>時間額</th></tr><tr><td>事務補助員</td><td>1,235円</td></tr><tr><td>施設管理員、給食調理員</td><td>1,231円</td></tr><tr><td>環境整備員、作業員（有害鳥獣）、技術員（有機センター）</td><td>1,305円</td></tr><tr><td>介助員、特別支援教育支援員</td><td>1,362円</td></tr><tr><td>障がい児指導員（保幼小中資格）</td><td>1,370円</td></tr></table> ※上記以外の職種については別途ご確認ください。	職 種	時間額	事務補助員	1,235円	施設管理員、給食調理員	1,231円	環境整備員、作業員（有害鳥獣）、技術員（有機センター）	1,305円	介助員、特別支援教育支援員	1,362円	障がい児指導員（保幼小中資格）	1,370円
職 種	時間額												
事務補助員	1,235円												
施設管理員、給食調理員	1,231円												
環境整備員、作業員（有害鳥獣）、技術員（有機センター）	1,305円												
介助員、特別支援教育支援員	1,362円												
障がい児指導員（保幼小中資格）	1,370円												
通勤手当	自家用自動車等を利用され片道1km以上の場合は、通勤距離に応じた通勤手当を支給します。（上限有） ※ただし、対人無制限及び対物1,000万円以上の任意保険の加入が必要です。												
期末勤勉手当	条件を満たす勤務条件の方は、期末・勤勉手当の支給があります。（年2回）												
共済保険等	条件を満たす勤務条件の方は、共済保険・厚生年金保険・雇用保険へ加入します。												

7 お問い合わせ先

〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地

丹波市役所（本庁舎2階）総務部 職員課

TEL：0795－82－0722（直通） FAX：0795－82－5448

市ホームページ：<https://www.city.tamba.lg.jp/>